ハ之ヲ輸送列車ノ荷扱車掌ニ託スルコト

ヘ　第一回目持込ノ荷物中ニハ客車内ニ持込ノモノモアル筈ニ付總テ東京驛ノ例ニ倣ヒ取扱フコト

ト　第四〇列車輸送手荷物用トシテ「**オニ**」一輛最後部ニ增結スルコト

チ　臨時列車ニ荷扱車掌ヲ乘務セシムルコト往路ニ同ジ

尙復路ニ於ケル手荷物ノ配達ハ最初一括シテ大公使館ニ配達スルノ約束ナリシモ其ノ後各私邸へ配達スル事トシ尙隨員從者並ニ接伴員一同ノ分ヲモ同一取扱ノ下ニ配達ヲ希望スル爲東京著前列車内ニテ受付ケラレタシトノ申出アリ、種々折衝ノ結果大要左ノ如ク決定實施セリ

(一)　臨時列車積込荷物中東京著後自身携行ノモノニ對シテハ配達先欄ニ赤色ニテ×印ヲ附スルコト

(二)　接伴員ノ手荷物ハ總テ臨時列車ニ積込ミ之ガ識別ヲ容易ナラシムル爲メ配達先欄ニ赤色ニテ○ヲ附スルコト

(三)　特派大使使節ノ車内持込ミ手荷物ノ配達受付ハ沼津驛ヨリ開始スルガ、此ノ場合鐵道關係者ハ中央食堂車ヲ分界トシテ前後二組ニ分レ是ガ作業ヲ開始スベキニ付大禮使職員モ亦二組ニ分レ之レニ付添ヒ斡旋ニ努ムルコト

右ニ依リ配達ノ受付ヲ爲シタルトキハ受領證ノ交付ヲ爲サズ、切符甲片ハ總テ大禮使書記ニ交付スルコト

(四)　特派大使、使節ノ手荷物ニシテ自身ニテ携行スルモノ多數アル見込ニ付列車到著ノ際鐵道職員約十名出務シ列車ヨリ自動車迄之ガ運搬方取計フコト

右ハ接伴員ヨリ萬事指圖スベキニ付鐵道職員ハ單ニ手傳フダケニ止メ之ニ關スル責任ヲ負フ必要ナキコト

(五)　從者ノ手荷物ハ各自自宅ニ携行スベキモ列車カラ供奉員室迄ハ鐵道職員ニテ運搬スルコト

(六)　接伴員ノ手荷物ハ車内ニテ配達受付ヲ爲サズ到著後之ガ取扱ヲ爲スコト、此ノ場合ノ取扱ハ一般旅客ト同一振合ニ依ルコト

(七)　豫定數量

右配達手荷物ノ受付ヲ爲ス爲メ供奉員室ニ簡單ナル受付場所ヲ設クルコト

車内持込（過半自動車ニテ携行ノ筈）	約一四〇個
荷物車積	約二四〇個
別途輸送（内約一〇〇個接伴員ノ手荷物）	約一八〇個
計	約五六〇個

(八)　復路手荷物ニ對スル荷票ハ往路ノ實績ニ鑑ミ荷票大、小ノ區別ヲ明ニスル爲メ車内持込荷物ニ附著スル荷票下部表裏ニ太赤線一條ヲ劃スルコト

手荷物ノ輸送數ヲ擧グレバ左ノ通

(イ)　臨時列車ノ分

月日	列車	車内持込	荷物車積	計
一一、八	一〇〇一	二二一個	——個	二二一個
一一、一九	一〇〇二	一四〇	二五〇	三九〇
計		三六一	二五〇	六一一

（ロ）別途輸送ノ分

月日	列車	箇數
一一、七	三五	三一四箇
一一、一九	四〇	一七八
計		四九二

（ハ）復路車内配達扱箇數一〇六箇

第四　奈良ホテルノ手配

別項記載ノ如ク十一月十五日大使、使節ノ一行ヲ奈良ニ遊覽招待セラルルニ付奈良**ホテル**ノ使用方ニ就テハ左記ノ通リ決定セリ

△奈良**ホテル**

○外賓ノ行動豫定　列車到著後直ニ「**ホテル**」ニ入リ午餐ノ後一時三十分頃出發市中遊覽、三時四十五分頃**ホテル**」ニ歸著喫茶ノ後歸洛

○使用室　讀書室、**ドローイングルーム**ノ二室階上一號室及大小食堂ヲ用意スルコト

○午　餐　午後〇時十五分開始大食堂約一三〇人、小食堂約一五人ノ豫定

自動車運轉手ニ對シテハ辨當ヲ調理シ正午頃適當ノ場所ニテ喫セシムルコト

○喫　茶　午後四時御茶ノ準備ヲナスコト

ドローイングルーム約一三〇人、小食堂約一五人ノ豫定

○料金其ノ他

イ　午餐御茶ノ獻立料金及辨當ノ料金竝ニ員數ハ別ニ協定又ハ決定ノ上通知ス

ロ　盛花獻立表ハ**ホテル**ニテ適宜取計フコト

ハ　自動車ハ大禮使ニ於テ手配ス

ニ　**ホテルボーイ**ノ服裝ハ隨意ノコト

ホ　婦人ノ世話ヲナスタメ女**ボーイ**二三名執務セシムルコト

ホテル使用料及食事其ノ他ノ料金ハ總テ宮内省ト**ホテル**支配人間ニ於テ直接交涉ノ結果左ノ通リ決定ノ旨同支配人ヨリ報告アリ

一人當リ

○晝　食　八圓料理七圓五〇錢**リスト**五〇錢）

カクテル　四五錢

平野水　三〇錢

飲ミモノ　三五錢又ハ五〇錢

○御　茶　八〇錢

○婦人用トシテ一號室使用料　一八圓五〇錢（定額ノ半分）

○自動車運轉手ニ對スル諸費　三〇圓

但シ晝食辨當ヲ含マズ（辨當料六〇錢トセシモ不要トノ回答アリ）

第三節　參列諸員

第一項　輸送

第一　輸送計畫

昭和三年四月大禮用トシテ提供シ得ル客車數ヲ調査セシニ、大體一等寢臺車二〇輛、二等寢臺車五〇輛、一等車一四輛、二等車二三輛、計一〇七輛定員合計三〇四五人外ニ食堂車二〇輛ノ見込ナリキ

五月ニ入リ愈々輸送列車及其ノ編成ノ大綱ヲ定ムル必要ヲ生ジ、大體ハ前例ヲ參考トシ、既ニ決定セラレタル大禮諸儀ノ日程ト照合シテ次ノ如キ計畫ヲ樹立セリ

往路東京京都間）

專用列車　七）
增結列車　五）　定員　一六四四人

復路京都東京間）

專用列車　六）
增結列車　一）　定員　一三八〇人

之ニ要スル客車

イネ12イ6ロネ8ロ5シ4ニ4　計三十九輛

一方工作局ニ於テハ大禮關係使用客車ノ特別修繕ヲナスコトトナリ、其ノ豫算見積ノ爲メ使用客車數ノ照會アリシタメ前計畫ニ基キ之ニ特派大使、使節列車編成用ノ客車ヲ加ヘ更ニ豫備車ヲ見積リ合計八十六輛トシテ要求セリ

內容左ノ通リ

大禮參列員所要客車調　(3—5—23)

	イネ	イフ	ロネ	ロフ	イ	イフ	ロ	イロ	ロフ	シ	ニ	チ	計
外國使臣用	2	1					1	1					13
一般參列員用	12		8		6				5	4	4		39
計	15		8		10		1	1	6	6	5	1	52
豫備	5		4		4		1		4	2	5	1	34
合計	20		12		14		2	1	10	8	10	2	86
車種別數 東	15	5	8	4	10	4	5	1	6	4	10	2	86
各局供出數	15	5	5	2	8	4	3		3	2	8	5	64
各局供出數													
各局供出數 大			3	2	2		2		3	2			21

客車ノ供出ハ各局ニアル豫備車ノ現狀ニ依ツテ之ヲ割當テ關係局課ト協定シテ車種番號ヲ決定セリ

客車ノ特別修繕ニ對シテハ前記ノ如ク大公使用ヲ除キ七十三輛ヲ要求シ置キシモ其ノ後ノ計畫改訂ニ伴フ所要車ノ增加ニ從ヒ八月八日工作局宛更ニ東局所屬十一輛ノ特別修繕ヲ要求セリ

而シテ大禮參列ノ諸員輸送用客車ハ左ノ通豫定セラレタルモ之等ハ成可ク定期檢査直後ノ狀態ノモノヲ使用シタキ希望ニテ大體左記ニヨル事トセラレタリ

一　次回定期檢査ヲ相當繰上グルコト

一　內外部トモ入念ニ修理スルコト

一　出入臺ノ舊型幌ハ丸幌ニ取替フルコト

一　外部塗粧ハ出來得ル丈各車均一トナル樣注意スルコト

オイネ　一〇〇〇六、一〇〇〇八、一〇〇二五、一〇〇二六

スイネ　二八一〇一、二八一〇二、二八一〇四、二八一二〇
オイネフ　二八二三〇、二八二一一、二八二四一
スイネフ　二八二五〇―二八二五四
ナロネ　二〇六〇〇―二〇六〇四、二〇六一一、二〇六一二
ナロネ　二〇六四〇、二〇六四一
ナロネフ　二〇六六五―二〇六六八
オイ　二八八〇三―二八八〇五
スイフ　二八八五一―二八八五三
ナイロ　二一二〇三
ナイロフ　二一五〇〇―二一五〇二
ナロ　三一九〇一―三一九〇四
ナロフ　二二二〇七―二二二〇九
オシ　二七七三一―二七七三二、二八六五二、二八六五三
オテン　九〇二五

計　五一輛（外ニ大公使用ノモノ十三輛ハ曩ニ通知ノ通リニテ今回配布ノ豫算ニ含ム）

尚今後ノ狀勢ニ依リ所要輛數增加ヲ要スル場合ハ左記十一輛ヲ充當ノ見込ニ付其ノ際ハ前段同樣修理方取計相成度

マイネフ　四八二六〇
マイネ　四八一二〇、四八一二一

オイ　九二三三、九二三五
スシ　四八六八四、四八六八五
マニ　二九九三四
オニ　二七九〇〇―二七九〇二

計　十一輛

（以上東鐵宛）

ナロネ　二〇六二四―二〇六二六
ナロネフ　二〇六七三、二〇六七四
オイ　九二三六、九二三七
ナイロ　二一二〇八―二一二一〇
ナイロフ　二一五〇四
ナロ　三一八四九―三一八五一
ナロフ　二二一九四、二二一九五
オニ　二七八五〇―二七八五三、二七八七〇

計　二十一輛

（以上大鐵宛）

ナイロフ　五四一一

計　一輛

（以上名鐵宛）

特別修繕車ノ出場期日ニ就イテハ其ノ一部ヲ東北地方ニ於ケル陸軍特別大演習ニ使用スル爲メ特派大使、使節用三輛、一般用三輛計六輛ヲ九月二十五日迄ニ、又特派大使、使節用ノ殘十輛ヲ十月二十日迄ニ出場セシムベキ命令ガ東鐵宛發セラレタリ

其ノ後參列員ノ總數モ略々輪廓ヲ判然タラシムルモノアリシタメ前段ノ旅客課案ヲ基トシ、其ノ參列者數ヲ目標トシテ更ニ旅客課運轉課ノ打合會ヲ開催シ大體左記ニヨリ計畫ノ一部ヲ修正スル事トセリ

一　輸送人員總數ハ約二七〇〇人、內東京ヨリ約二二〇〇人ト推定ス

此ノ推定ノ根據ハ大體去ル三月十六日次官ヨリノ大禮評議會々議要領ノ報告記錄ニ基イタノデアル

ガ

(イ)　一般參列者一六〇〇人ノ中二割缺席スルモノト見テ一三〇〇人

(ロ)　各官廳代表者七〇〇人

(ハ)　各官廳代表者ハ二交代スルモノニシテ更ニ七〇〇人

(ニ)　計　二七〇〇人

此ノ中五〇〇人ハ地方ヨリノ參列者ト見テ東京ヨリ差引二二〇〇人參列スルモノト推定シタノデアル

(註一)　大禮評議員會々議要領

賢所大前ノ儀及紫宸殿ニ參列スル者ノ範圍ハ凡テ前例ニ則リ其人員一六〇〇人ニシテ宮中席次一階ハ全部二階以下ハ特ニ指定セラレタル者トス。儀式場所ノ收容人員ハ二〇〇〇人ニシテ前記一六〇〇人ノ二割ヲ缺席ト推定シ差引七〇〇人ヲ各總代者ニ充ツ、其ノ中各官廳勅任官總代及同待遇者總代、休退職軍人總代等計四〇〇人其他三〇〇人トシ、其ノ三〇〇人中ニ各官廳奏任官及同待遇總代及各種總代ヲ含ムコトトス

(註二)　實際ノ御召狀發送概數ハ二五七〇、其ノ中關東以北一七〇〇(內東京一五〇〇)山口縣以西二七〇其他六二〇(內京都二七〇)ニシテ專用車利用者ハ往路ニ對シ東京方面ヨリ參列員八九三人隨員六九九人計一五九二人下關方面ヨリ九三人、合計一六八五人、復路ニ對シ參列員一〇〇六人隨員六七六人ヲ算シタ

二　專用列車回數ハ前例ニ多少ノ餘裕ヲ見込ミ一日最大往路晝一回夜行三回復路晝一回夜行二回トス、但シ此中一往復ハ不定期急行第一九、二〇列車ヲ充當スルコト

三　臨時列車發著時刻ハ大約左記ノ時刻ニテ取調ヲ進ムルコト

往路	東京發	午前九、〇〇	京都著	午後七、四〇
同	午後八、三〇	同	午前八、〇〇
同	九、四〇	同	八、五五
復路	京都發	午前一〇、二五	東京著	午後八、四〇
同	午後八、三五	同	午前八、三〇

四　下關京都間ハ前例ニヨレバ一回運轉シ居ルモ今回ハ臨時列車ノ必要ナキモノト認ム若シ必要アリトスレバ新設豫定ノ不定期急行列車ヲ充當スルコト

五　運轉日取ハ集團的輸送ハ事實不可能ト認ムルニ付略前例ニ依ルコトトシ局長ノ諒解ヲ得ルコト

六　運轉回數ハ前回ヨリ約二回增加(往九回復八回トナル)ノ程度ト推定セラルルモ更ニ旅客、運轉課ニテ打合ヲナスコト

七　客車廻送列車ハ不定期急行列車ヲ充當スルコトトシ前以テ豫定シ置カザルコト

以上ノ打合ニ基キ旅客課ニ於ケル既定計畫ヲ變更シテ往路ニ對シテ增結列車八ヲ加ヘタリ

其ノ輸送計畫表及所要客車調ハ左ノ通デアル

參列員輸送ニ伴フ所要客車數調　（往路）

月日	列車	所要車 イネ	イネフ	ロネ	ロネフ	イ	イフ	イロフ	ロ	ロフ	シ	ニ	テ	計
5日	1					1								1
〃	15	1												1
6	1	1												1
〃	19	2	1	2	1						1	1		10
7	19	3	1	2	1						1	1		11
〃	1					1								1
8	1005	2	1	2	1				2		1	1		10
〃	1007	2		2	1				2		1	1		9
〃	1					1								1
9	1003					1								1
小計		11	3	8	4	4			8		4	4		46
8	延10	1	1	3	1				1		1	1		9
8	大公使	2	1			3	1	1	1		2	1	1	13
合計		14	5	11	5	7	1	1	10		7	6	1	68
工作局（數）申出		15	5	8	4	10	4	イロフ5	6	4	8	10	26	86

昭和三年大禮參列員輸送計畫　昭和三年六月

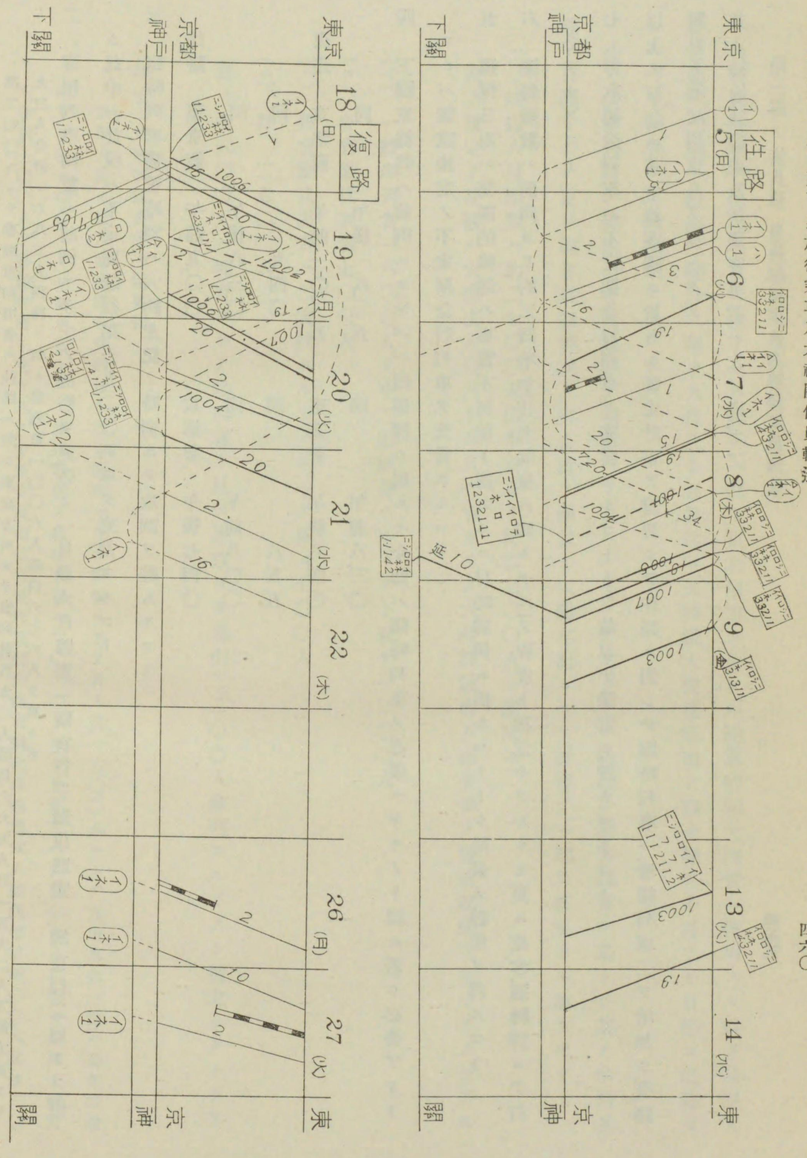

（復路）

	月日	列車	所要車 イネ	イネフ	ロネ	ロネフ	イ	イフ	イロフ	ロ	ロフ	シ	ニ	テ	計
東京方面	18日	16	1												1
	〃	1006	2	1	2	1				2		1	1		10
	〃	20	2	1	2	1				2		1	1		10
	19	2					1								1
	〃	1006	2	1	2	1				2		1	1		10
	〃	20	2	1	2	1				2		1	1		10
	20	1004					1			2					3
	小計		9	4	8	4	2			10		4	4		45
下關方面	18	1	1												1
	〃	105			1										1
	〃	107			2										2
	19	1	1												1
	小計		2												5
	大公使		2	1	3		3	1	1	1		2	1	1	13
	合計		13	5	11	4	5	1	1	11		6	5	1	63

以上ノ計畫ハ八月七日省内第四回大禮協議會ニ附議ノ上原案通リ承認セラレタリ

然ルニ本計畫ハ大要左ノ如キ事由ニ基キ數次ニ渉リ計畫ヲ變更セザル可カラザルニ至レリ

一　十一月六日御召列車東京御發後直チニ京都ニ向ヒ京都驛ニテ更ニ御出迎ヲ爲ス大官連多數アリシコト

二　隨員ハ大部分二等車ニ乘車スルモノトノ豫想ナリシガ事實ハ之ニ反シ相當多數ノ一等乘車アリシコト竝ニ參列員ノ家族等ガ相當多數一等車ニ同乘セシコト

三　隨員中ニハ二等普通座席ニテ旅行スルモノ相當アル見込ナリシニ夜行列車ノ如キハ殆ンド寢臺ヲ利用セルコト

四　參列員ノ多クガ必要以上早目ニ京都ニ向ツテ出發セルコト

五　車輛事故ニ依ルモノ

以上ノ如クシテ決定實施セラレタル輸送計畫ノ概要ヲ擧グレバ次ノ如シ

（往路）

	專用列車回數	普通列車ヲ充當セル回數
東京ヨリ	九	一〇
下關ヨリ	一	—
計	一〇	一〇

（復路）

東京へ	六	一一
下關へ	—	四
計	六	一五

而シテ以上ノ等級別定員ヲ示セバ左ノ如シ

	等級	定員 東京方面	定員 下關方面	定員 計
往路	一等	一、四五三	四四	一、四九七
	二等	一、三二四	一二八	一、四五二
	計	二、七七七	一七二	二、九四九
復路	一等	一、一七二	五二	一、二二四
	二等	一、三三六	六〇	一、三九六
	計	二、五〇八	一一二	二、六二〇

臨時列車ノ發著時刻ハ左ノ如シ

京都	午前 8.10
大阪	7.20 7.16
三宮	43 6.42
神戸	37 6.35
姫路	22 5.18
岡山	41 3.37
糸崎	2.01 1.56
廣島	12.03 11.59
小郡	50 8.44
下關	7.15
	午後 1010 臨
	上リ

下リ 臨1003 午前	臨1005 午後	19 午後	臨1007 午後		上リ 後	前	前
9.00	8.30	9.10	9.40	東京	8.40	8.30	9.20
9.36 39	9.06 09	9.48 51	10.16 19	横濱	09 8.06	56 7.53	43 8.40
10.37 42	10.07 12	10.46 51	11.15 20	國府津	14 7.09	53 6.48	48 7.43
11.08 11	10.38 41	11.14 19	11.44 47	山北	—	—	—
12.18 24	11.49 55	12.24 30	12.55 1.01	沼津	35 5.29	09 5.03	6.06 5.59
1.20 22	12.58 1.00	1.33 36	2.04 05	靜岡	37 4.35	58 3.56	56 4.54
2.41 47	2.30 36	3.06 12	3.36 42	濱松	15 3.09	15 2.09	21 3.16
4.37 43	4.39 45	5.17 23	5.46 52	名古屋	20 1.14	55 11.49	11 1.05
5.30 32	5.37 39	6.17 19	6.44 46	大垣	—	—	11 12.09
6.18 24	6.28 35	7.08 14	7.35 41	米原	44 11.38	06 10.00	22 11.16
後 7.40	前 7.55	前 8.32	前 9.00	京都	10.25	8.35	9.54
					午前 1004 臨	午後 1006 臨	午後 20

九月二十五六日本省ニ於テ族客掛長會議(仙、札ヲ除ク)ヲ開催シ他ノ問題ト共ニ參列員輸送ニ對スル本省ノ計畫ヲ示シテ說明シ尙左記事項ヲ打合セ決定セリ

(イ) 省指定ノ增結車以外ニ相當增結ノ必要アリト認ムルニ付本席上ニ於テ關係局ノ打合ヲ希望セシモ參列員名簿尙確定スルノ運ニ至ラズ輸送ノ實際ヲ豫測シ難キタメ今少シ具體化スルヲ待チ協議スルコト

(ロ) 臨第一〇一〇列車ニ對シ鮮滿ヨリノ參列者ニ座席ノ割當ヲ門局ニテ考慮スルコト

(ハ) 大禮用準備客車ノ廻送方其他ニ付左ノ通リ打合ス

○東局ヨリ京都宛(京都奈良間特派大使、使節列車用)

一等車　二輛　十一月十二日　東京發第二九列車

○東局ヨリ下關宛(下關京都間專用列車用)

一等寢臺車　二
二等寢臺車　二　} 十月二十九日ヨリ三十一日ニ亘リ　毎日　第二九列車
食堂車　一

○大局ヨリ下關宛同　右)

二等寢臺車　三　} 六日　第一一七列車
荷物車　一

○大局ヨリ東局宛(參列員用)

二等寢臺車　三　} 十月二十四日ヨリ二十六日迄　第三八、二八、二四二列車
二等車　四
荷物車　二

(客車ノ廻送期日ニ就イテハ車輛留置ノ關係上ナルベク使用期日ニ接近シテ廻送スル樣打合タリシガ、後日列車ノ編成ヲ急ギタル爲メ右ノ如ク繰上ゲタリ)

尙特別修繕ヲ施シタル客車ニシテ差當リ使用ノ指定ナキモノハ左記ノ通留置ズルコトトセリ

名鐵　名古屋驛ニ留置
大鐵　京都驛附近ニ留置
東鐵　東京驛附近ニ留置

(ニ) 第一、第二列車ノ編成四組ノ中一組ヲ豫備トシテ十一月三日ヨリ二十二日迄東京ニ保留スルコトヲ提議シタルモ、東京驛構內作業及下關驛ノ車輛檢查ノ關係等支障スル處多キヲ以テ當初ヨリ計畫的ニ一編成ヲ保留スルコトヲ廢シ其ノ代リ六日ヨリ九日迄及十八日ヨリ廿日迄ノ間必要ニ應ジ何時ニテモ使用シ得ル樣構內其他ノ準備ヲナシ置クコトトシタリ

(ホ) 二月二十七日相馬大禮使事務官ヨリ運轉課長ヲ介シテ十一月六日御召列車東京發車後大禮使職員ニシテ直ニ京都迄乘車スルヲ要スルモノ(人員ハ取調ノ上通知)ニ對シ更衣用トシテ驛ノ一室ヲ提供スルカ、又ハ第一列車ニ**コンパアトメント**付客車及第三列車ニ三等客車增結ヲナス等豫メ客室約束ノ便宜ヲ與ヘラレタキ旨ノ申出アリ、之ニ對シ第三列車ニ三等車ヲ增結シ第一列車ニハ**イネ**一室ヲ準備スル筈ナリシガ、本會議ノ結果東京驛供奉員室ヲ提供スルコトニ改メ、又第三列車ノ增結ヲ削除シタリ、東京驛供奉員室ノ使用ニ就イテハ、更メテ十月十一日正式ノ通牒ヲ發シタリ

(ヘ) 列車給仕ノ乘務數ハ列車毎ニ通牒ヲ發スル筈ナリシガ、算定標準ヲ左ノ如ク定メタリ

(1) 不定期及臨時列車

寢臺使用區間ニ涉ルモノハ寢臺車一輛ニ對シ一人、普通車ハ二輛ニ對シ略々一人ノ割合

(2)　增結車

寢臺使用區間ニ渉ルモノハ寢臺車一輛ニ對シ一人ノ割合トシ普通車ハ本乘務者ニ於テ兼務

(ト)　初メ參列員專用列車ニ荷扱乘務員ノ計畫ナカリシガ此ノ席上ニ於テ其ノ必要ヲ認メ荷扱車掌、荷扱手各一人ヲ乘務セシムルコトトス

(チ)　前回ノ御大典ニハ北陲線ニ專用車一車ヲ運轉シ居タリシガ、今回ハ專用車トシテハ其ノ必要ナシト認メ遂ニ計畫ヲ略セリ、之ニ對シ名局ヨリ質問ガアリシガ案內狀ノ發送數僅少ナリシト且一車ニ集中スルコト困難ノ見込ニ付必要アラバ局ニ於テ普通增結ノ手配ヲナスコトトス

第二項　專用車券及手荷物札ノ設定

(イ)　專用車券

大禮ニ參列スル者ニシテ東京京都間ノ專用車ニ乘車スル者ニ對シテハ地域ノ如何ニ拘ラズ荷モ專用車ニ乘車スル者ニ對シテハ大禮參列鐵道旅行記念トシテ何等カ乘車ノ證ヲ交付スルコトノ議アリシタメ關係者協議ノ上乘車券、急行券及寢臺券ハ一般規定ノモノヲ使用シ別ニ座席約束ノ證トシテ大禮參列員專用車券ヲ設定スルコトトシ左ノ通八月下旬之ガ具體案ヲ作成シ關係鐵道局ノ運輸課長及旅客掛長會議ヲ經テ十月六日禮達第三號ヲ以テ一般ニ達示スル運ニ至レリ

(註)　大禮ヲ表徵スル專用車券ノ意匠ニ就テハ故事其他各種ノ參考資料ニ依リ研究ノ結果二箇ノ案ヲ得之ヲ省內大禮委員會ニ附議シ、當該委員會ノ希望ヲ參酌シ、且ツ宮內省ノ了解ヲ得テ模樣ハ天皇ノ用ヒラルル御茵ノ紋樣ナル桐ヲトリ色ハ「唐車服志」ノ赤黃ニ由リ橙色トシ萬歲旛ノ萬歲ノ二字ヲ兩端ニ表示シタル別項揭載寫眞版ノ如キ意匠ヲ採用スルコトニ決定セリ

專用車券ノ所要數ハ參列員專用車輸送計畫人員概數ヲ基礎トシテ左記ノ通リ七、五〇〇枚ト查定セリ

専用車券ノ設備驛及其ノ數

一等往路用

東京京都間　一、三〇〇枚（東京驛　一、〇〇〇枚　豫備　三〇〇枚）

下關京都間　二〇〇枚（下關驛　一〇〇枚　豫備　一〇〇枚）

一等復路用

京都東京間　一、七〇〇枚（東京驛　七〇〇枚　京都驛豫備　八〇〇枚）

京都下關間　三〇〇枚（京都驛豫備　一〇〇枚　下關驛　一〇〇枚）

二等往路用

東京京都間　一、二〇〇枚（東京驛　一、〇〇〇枚　豫備　二〇〇枚）

下關京都間　三〇〇枚（下關驛　二〇〇枚　豫備　一〇〇枚）

二等往路用

京都東京間　二、二〇〇枚（東京驛　八〇〇枚　京都驛豫備　一、二〇〇枚）

京都下關間　三〇〇枚（下關驛　一〇〇枚　京都驛豫備　一〇〇枚）

合　計　七、五〇〇枚

專用車券ノ印刷ハ東京鐵道局印刷所ニ於テ印刷スルコトトシ印刷其他ニ關シテ印刷所主任ト左ノ通

リ下打合ヲナセリ

(一)　印刷九月三十日迄ニ完了スルコト

(二)　印刷費ノ概算

紙代(アイボリー)	一七、五〇	圓 錢
凸版代	一一〇、〇〇	
金粉代	五、〇〇	
工費其他	一六三、〇〇	
計	二九五、七〇	

右ノ打合セニ基イテ八月二十五日旅客課長ヨリ東京鐵道局經理課長ニ對シ左記ノ要項ニ依テ印刷方ヲ依頼シタ

(一)　專用車券ノ樣式　(見本添付)

(二)　員數　(員數表添付)

(三)　納入期日　九日末日迄

(四)　納入箇所　運輸局旅客課

(五)　紙質　アイボリー

斯クテ專用車券ハ九月末日ニ全部ノ印刷ヲ了シ其ノ納入ヲ得タルモ、其後參列員ノ輸送計畫ヲ一部變更シ輸送人員ヲ增加セシタメ、十月十一日更ニ旅客課長ヨリ東鐵經理課長宛左ノ通專用車券ノ增刷方ヲ要求シ十月二十五日之ガ納入ヲ受ケタリ

一等往路用　東京京都間	七〇〇枚
一等復路用　京都東京間	五〇〇枚
二等往路用　東京京都間	八〇〇枚
二等復路用　京都東京間	五〇〇枚
合計	二、五〇〇枚

專用車券ハ九月末旅客課長ヨリ關係局運輸課長宛左ノ通送付セリ

東鐵

一等往路用	東京京都間	自一號	至一、〇〇〇號
一等復路用	京都東京間	自一號	至　七〇〇號
二等往路用	東京京都間	自一號	至一、〇〇〇號
二等復路用	京都東京間	自一號	至　八〇〇號

大鐵

一等復路用	京都東京間	自七〇一號	至一、五〇〇號
同	京都下關間	自一〇一號	至　二〇〇號
二等復路用	京都東京間	自八〇一號	至二、〇〇〇號
同	京都下關間	自一〇一號	至　二〇〇號

門鐵

一等往路用	下關京都間	自一號	至　一〇〇號
一等復路用	京都下關間	自一號	至　一〇〇號
二等往路用	下關京都間	自一號	至　一五〇號

一等復路用	京都東京間	五〇〇枚	
二等往路用	東京京都間	八〇〇枚	
二等復路用	京都東京間	五〇〇枚	
合計		二、五〇〇枚	

專用車券ハ九月末旅客課長ヨリ關係局運輸課長宛左ノ通送付セリ

東鐵

一等往路用	東京京都間	自一號	至一、〇〇〇號
一等復路用	京都東京間	自一號	至　七〇〇號
二等往路用	東京京都間	自一號	至一、〇〇〇號
二等復路用	京都東京間	自一號	至　八〇〇號

大鐵

一等復路用	京都東京間	自七〇一號	至一、五〇〇號
同	京都下關間	自一〇一號	至　二〇〇號
二等復路用	京都東京間	自八〇一號	至二、〇〇〇號
同	京都下關間	自一〇一號	至　二〇〇號

門鐵

一等往路用	下關京都間	自一號	至　一〇〇號
一等復路用	京都下關間	自一號	至　一〇〇號
二等往路用	下關京都間	自一號	至　一五〇號

二等復路用　京都下關間　自一號　至　一〇〇號

東鐵ニ對シテハ十月二十五日更ニ左ノ員數ヲ追送シタ

一等往路用　東京京都間　自一、〇〇一號　至一、八〇〇號

一等復路用　京都東京間　自一、五〇一號　至一、八〇〇號

二等往路用　東京京都間　自一、〇〇一號　至一、四〇〇號

二等復路用　京都東京間　自二、〇〇一號　至二、二〇〇號

△大禮參列專用車券ノ發行其ノ他ノ取扱方

一　大禮參列專用車券(以上單ニ專用車券ト稱ス)ハ大禮參列專用車ニ乘車スル參列員ニ對シ其ノ專用車指定ノ爲之ヲ發行スルモノトス

二　專用車券ノ種類及樣式ハ左ノ如シ

往路用　一等專用車券　二等專用車券

復路用　一等專用車券　二等專用車券

表面

大禮參列專用車券

東京——京都

一等

二寸三分

三寸二分

裏面

一、本券御所持ノ方ハ左記ノ客車ニ御乘込下サイ

昭和三年十一月　日

東京驛發午　時　分

第　號車

(寢臺第　號)

二、乘車券、急行券、寢臺券ハ別ニ御求メ下サイ

三、本券ハ著驛ニ於テ御返シニナルニ及ビマセン

三　專用車券ハ左ノ各驛ニ之ヲ設備シ十月十五日ヨリ之ヲ發行スベシ但シ東京及下關ニ於ケル發行期間ハ十月三十一日トス

東京、下關、京都(復路ニ限ル)

四　專用車券ノ發行其ノ他ノ取扱方ハ左ノ各號ニ依ルベシ

イ　設備驛ニ於テ乘車ノ申込ヲ受ケタルトキ

(一)　往路及復路ニ對シ乘車ノ申込アリタルトキハ別ニ定ムル案內狀ノ番號ヲ確認シ專用車ヲ確定シタル上往路用及復路用各專用車券ニ乘車列車客車番號(寢臺使用ノ場合ハ寢臺番號共)ヲ記入シ旅客ニ之ヲ交付スルコト

(二)　往路又ハ復路ニ對シテノミ乘車ノ申込アリタルトキハ往路用又ハ復路用專用車券ニ乘車列車、客車番號(寢臺使用ノ場合ハ寢臺番號共)ヲ記入ノ上旅客ニ之ヲ交付スルコト

(ロ)　非設備驛ニ於テ乘車ノ申込ヲ受ケタルトキ

申込ノ際案內狀ノ番號ヲ通告アル筈ニ付其ノ番號ト共ニ申込事項ヲ設備驛ニ照合シ專用車券ノ送付ヲ受ケ之ヲ本人ニ交付スルコト

(ハ)　本券ハ大禮參列鐵道旅行記念トシテ本人ニ之ヲ交付スルコト

(ニ)　設備驛ニ於テハ一日分ノ專用車割當數ヲ取纏メ每日之ヲ本省旅客課ニ報告スルコト(十一月五日以降ハ京都臨時出張所ヘ報告スル樣別ニ通牒ス)

五　參列員ニ對シテハ十月十五日ヨリ普通乘車券急行列車券及寢臺券ノ前賣ヲ開始スベシ

六　普通列車ノ一部ヲ專用車ニ指定セルモノニ在リテハ當該客車餘席アル場合、普通客ノ取扱ヲナス

七　普通列車ノ一部ヲ專用ニ供スルモノニ對シテハ專用車ノ割當驛ニ於テ當該列車出發相當時間前ニ其

ノ割當狀況(徐席ノ有無)ヲ關係各停車驛ニ通報スベシ

札幌仙臺鐵道局管內ハ遠隔地ナルタメ參列員ノ申込ヲ受ケ東京ニ申込ミ承諾ヲ得テ專用車券ノ送付ヲ受クルトセバ本人乘車ニ間ニ合ハザル事アルベキニ付豫メ東京鐵道局ト打合セ相當部數ノ割賦ヲ受ケ置キ乘車確定ノ上ハ直ニ專用車券ヲ發行シ本人ニ交付シ得ル事トセシニ札幌ニテハ總テ局旅客掛ニ於テ直接ニ扱ヒ仙臺ニテハ管內ノ主要驛ニ割當配布シ置キ其ノ他ノ驛ニテハ最寄驛ニ申込マシムル事トセリ

(ロ)　手荷物荷札

昭和三年一月十三日運輸局內ノ會議及其ノ後現場員トノ會議ノ結果

一　特別ノ荷票ヲ調製シテ使用セシムルコト

二　車內扱配達切符ヲ特設スルコト

ヲ決定セリ、因ツテ其ノ形狀、意匠等ヲ研究ノ結果形狀ハ長方形トシ圖案ハ中央部左右ニ鳳凰ヲ周圍ニ瑞雲ヲ配シタモノヲ採用シ左記ニ依リ調製スルコトトセリ

イ　仕樣　模造紙正二百斤、片面ニ金具鳩目ヲ附シ裏面ニ紙座ヲ當テ長サ一尺ノ紫色(往路用)又ハ黃色(復路用)ノ瓦斯絲製ノ紐ヲ附スルコト

ロ　所要數　二萬(往復各一萬宛)

所要數二萬トセシハ參列員豫想數二千二百人トシ一人ニ付荷物四箇宛託送スルモノト看做シ之レニ多少ノ豫備ヲ見込ミシモノナリ

其後參列員ノ增加、荷票ノ亂用等ノ爲メ數量ノ不足ヲ告グルニ至リシタメ更ニ往復ニテ四千枚增刷セリ

荷票ノ配布ハ、往路ハ本省ヨリ直接參列員ヘ復路ニ對シテハ大阪鐵道局ヘ現品ヲ配付シ同局ヨリ參列員ノ宿舍宛發送セリ

(ハ)　大禮服荷札

大禮服ハ其性質上特ニ輸送ノ的確ヲ期セザル可カラザルヲ以テ之ガ取扱上ノ錯誤ヲ防止スルタメ特種ノ荷札ヲ調製シ荷物ニ括付スル事トセリ

尙本荷札ノ配布ナキ箇所ヨリ大禮服ノ託送ヲ受ケタルトキハ便宜貴重品荷札ヲ代用シ必要事項ヲ記入スルコトトセリ

○大禮參列員託送大禮服入手荷物取扱ノ件(昭和三年十月禮達第一〇號)

大禮參列員託送大禮服入手荷物取扱方左ノ通定ム

一　大禮參列員ヨリ手荷物ヲ受託スルトキハ大禮服入ナルヤ否ヤヲ確メ大禮服入手荷物ナルトキハ其ノ乘車列車ヲ確メ第二號所定ノ荷票ヲ附スベシ

二　前號ノ手荷物ニ附着スベキ荷票ノ樣式及取扱方ハ左ノ如シ

樣式

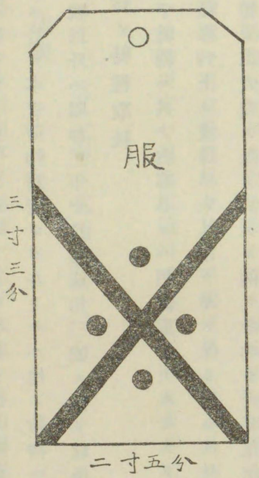

著色　白色　兩面赤刷

取扱方　本荷票ハ發行ノ際必要事項ヲ記入シ手荷物一個ニ付一枚ヲ括付クルモノトス

三　本手荷物ハ參列員ノ乘車スル列車ヲ以テ之ヲ輸送シ積殘誤卸等ノナキ樣注意スベシ

四　著驛ニ於テ本手荷物到著シタルトキハ他ノ荷物ニ優先取卸ヲ爲シ迅速引渡ノ手配ヲ爲スベシ

五　前各號以外ハ昭和三年十月禮達第三號ニ依リ取扱フベシ

第三　手荷物ノ特種取扱

參列員ノ手荷物ハ其ノ內容品ニハ相當重要ナルモノヲ有スベキハ明ナレバ萬一輸送上ニ錯誤ヲ來サンカ延ヒテ大禮參列上ニ支障ヲ來ス事ナキヲ保シ難キニ付之ガ取扱ニ就テハ特ニ深甚ノ注意ヲ爲スヲ要スルヲ以テ大體大正大禮ノ際ニ於ケル例ヲ參酌シ大要左記ノ通特別取扱ヲ爲スコトトセリ

(イ)　東京、京都驛ニ參列員手荷物受付所ヲ特設セリ

(ロ)　乘車券類又ハ專用車券發賣ト同時ニ手荷物ノ受託ヲ爲サシム

(ハ)　特種手荷物札及大禮服荷物ヲ調製セシ事前揭ノ如シ

(ニ)　託送手荷物ハ專用列車ナルト普通列車ナルトヲ問ハズ優先輸送セシム

(ホ)　驛留扱荷物ハ往復共總テ保管料ヲ免除ス

(ヘ)　特種荷札脫落ノ際ニ識別ヲ容易ナラシムルタメ普通荷札ニ「大禮參列員」ト朱書又ハ捺印セシム

(ト)　往復共專用列車ガ京都又ハ東京驛着前小荷物掛及運送會社員ヲ列車ニ乘込マシメ車內ニテ配達ノ受付ヲナサシム

(チ)　京都驛ニテハ到著ノ都度特使ヲ以テ配達シ尙當該車輛ニハ「大禮參列員各位御手荷物」ノ旗章ヲ附シ交通上ノ便宜ヲ得タリ

(リ)　鐵道ヲ利用セザル參列員ニシテ特ニ手荷物ノミ託送方ヲ希望スル向ニ對シテハ普通小荷物運賃ヲ徵シテ便宜參列員手荷物ト同樣ニ取扱ハシム

前各號ノ如ク特別ノ取扱ヲ爲スノ外參列員託送ノ大禮服ハ最モ輸送ノ適確ヲ要スルヲ以テ之ガ取扱方ニ對シ特ニ通達ヲ發スルト共ニ各專用列車ノ內參列員多數ナル列車ニ對シテハ大禮服容器ノ關係上多數積重ネヲ餘儀ナクセラルル爲特ニ荷物車內ニ棚ノ設備ヲナスコトニ決定セリ

大禮參列員ノ大禮服輸送ノタメ左ノ通リ取計フコト

一　左記列車ノ下記荷物車ニハ第三項ノ棚ノ設備ヲナスコト

(イ)　十一月六、八日　第一九列車本編成**オニ**二六六二三號車

(ロ)　十一月七日　同　右　二六六三五號車

(ハ)　十一月八日　第一〇〇三列車ニ**オニ**二六六一四號車ヲ增結

二　前項ニ伴ヒ又ハ其他ノ列車ニシテ參列員多數乘車スル列車ニハ必要ニ應ジ荷物車ヲ增結スルコト

三　棚ノ構造ハ一車ノ約三分ノ二ニ對シ荷物室棚ノ下ニ二段作トスルコト

四　本設備ハ東京鐵道局ニ於テ手配ヲ爲シ十二月ニ入リ復舊ノコト

右ノ設備ハ通牒面デハ東京鐵道局手配トアルガ大井工場デ木組ヲナシ、東京檢車所ガ品川驛構內デ取付ヲ爲シタルモノナリ

第二項　案內狀

第一　名簿ノ作製

參列員ノ爲メニ專用列車ヲ運轉シ之ガ取扱ニ專用車券ノ如キ特種ノ方法ヲ講ジ又其ノ託送手荷物ニ對スル特別ノ荷票ヲ設クル等輸送上遺憾ナカランコトヲ期シタルモ之ガ圓滑ナル遂行ヲ圖ル爲メ參列員ニ

對シテ專用列車ノ時刻及其ノ乘車心得トモ云フベキ案內狀ヲ豫メ通知シ置ク必要アリ、其ノ準備トシテ先ヅ參列員ノ名簿ヲ作成スルノ必要アリ、シカモ相當期日前ニ完成スルヲ要スルヲ以テ、參列員ノ輸送計畫ヲ初ムルト共ニ宮內省ノ關係者ヘ參列員名ヲ前以テ內示セラレタキ旨ヲ交涉シ置キ尙八月六日正式ニ運輸局長ヨリ宮內大臣官房庶務課長宛依賴狀ヲ發送セリ、之レニ對シ八月十七日付デ判明次第時々內報スベシトノ回答ヲ得タルモ、其後何等ノ沙汰ナク期日モ切迫スルヲ以テ九月二十二日大禮使鐵道部兼務ノ高木書記官ヨリ謄寫版刷參列者名簿ヲ借受ケ之レヲ轉寫スルコトトセリ

而シテ之ノ名簿ハ勳一等以上及民間功勞者ガ全ク無ク、シカモ住所ノ記入ナカリシタメ其ノ調査ニ一方ナラズ苦心セリ

故ニ勳一等以上ハ宮內省、民間功勞者ハ內閣其ノ他ハ關係官廳貴衆兩院事務局ニ豫メ電話ヲ以テ交涉シ置キ後出向イテ調査セリ、斯クシテ九月末日ニ殆ンド全部完了セシヲ以テ左記要領ニ依リ參列者名簿ヲ作製シ、更ニ之レヲ**タイプライター**ニ依リ五部複製シ十月八日左記ノ通配付セリ

	案內狀番號
東鐵　一部（東京驛用）	一—三五〇
大鐵　二部（局用一、京都驛用一）	四〇一—六一四
門鐵　一部（下關驛用）	六五一—一、六九三

參列者名簿作製要領

一　參列者ヲ左記順序ニ大別ス

勳一等以上

大禮使職員

官廳

貴族院

衆議院

追加番號

一、七〇一—一、九九六	
二、〇〇一—二、四一四	
二、五〇一—	

二　一人ニシテ召サルベキ資格ノ二以上ニ相當スル者ハ

(イ) 勳一等以上、(ロ) 官廳、(ハ) 貴衆院、(ニ) 大禮使職員ノ順ニ從ヒ其ノ上位ノ部ニ編入ス

三　勳一等以上ハ宮中席次ニ依ル

四　官廳ノ配列ハ職員錄ニ從ヒ帶勳者總代、民間功勞者ハ內閣、有位者總代ハ宮內省、府縣會議長ハ府縣、植民地在住者總代ハ所管廳內ニ編入ス

五　各官廳ノ順序ハ參列儀式ノ內容ニ依リ二大別シ各列記者、勅任官同待遇總代、奏任官同待遇總代ノ順トス

六　京都及其ノ附近在住者ニ對シテハ案內狀ヲ發送セザルヲ以テ案內狀番號ヲ附セズ

第二　案內狀ノ發送

參列者輸送ノ方法略決定セシヲ以テ愈々案內狀ヲ作製スルコトトシ案ヲ立テテ八月七日ノ大禮協議會ニ附議シ其ノ承認ヲ得タリ

印刷要預

一　印刷部數	三、〇〇〇部
內譯（案內狀（時間表）ヲ一部トス	三、〇〇〇部
二　封筒	三、〇〇〇部

三　印刷體裁及紙質ハ運輸局旅客課ニ於テ直接商人ニ注文スルコトトセリ

四　案内状形状紙質

イ　封筒　（紙質　ケント　寸法　横三寸八分　縦五寸四分　活字表裏印刷）

ロ　案内状　（紙質　アイボリ　寸法　横三寸四分　縦五寸一分　活字　四號清朝　片面印刷）

ハ　内容案内状　（紙質　上質　寸法　横一尺八寸　縦六寸五分　活字　四號明朝　片面印刷）

ニ　時間表　（紙質　A模造紙　寸法　横一尺　縦正八十听　活字　一色兩面印刷　縦五寸二分）

印刷代ハ合計百二十八圓四十錢ニシテ十月三日印刷物ノ全部納入ヲ了レリ

而シテ案内状ノ内容ハ次ノ如シ

粛啓時下秋爽の候に御座候處益々御清穆の段爲邦家奉慶貿候

陳者今般御大禮諸儀に御參列の爲京都に御旅行被遊候趣に就而は各位の御便宜相圖り度と存じ別紙案内書の通り「東京、京都間及京都下關間」に臨時專用列車の運轉其他諸種の手配致置候間可成之を御利用被下度得貴意候　敬具

昭和三年十月　日

鐵道省運輸局長

覧　正太郎

殿

No.

追而御乘車御申込の際は本状の番號を御申聞け被下度候

御案内

一　專用列車の運轉

東京京都間及京都下關間に別紙時間表の通り臨時專用列車を運轉並に普通列車に專用客車を連結して各位と隨員諸氏の御專用に供する事といたしました

二　乘車御申込の取扱期間

十月十五日より十月三十一日迄

三　乘車の御申込方法

○乘車の御申込は最寄の何處の驛でも御取扱いたします

○尤も專用車の座席は總て東京、京都、下關、京都は復路に對してのみ取扱ふ驛で纏めて取扱ふ事といたして居ますから若し其の他の驛に御申込の場合は決定まで少數御待ちを願ひます

○御申込は可成往復共同時に願へれば好都合でございます

○御旅行の御都合で復路は別に京都驛に御申込になつても御取扱いたします

○專用車は相當座席を用意して居りますが多數の事ゆゑ折角の御申込も滿員等の爲御希望の列車の都合の付かない場合も生ずるかと考へられますから最初御申込の際第二の御希望等を御洩らし下さらば取扱上好都合でございます

四　專用車券

○右の御約束を致しました際には其證として御大禮記念として特に調製した專用車券を御渡します

五　乘車券其他の御購求

○專用車に御乘車の際は乘車券（急行券、寢臺券等と共に本專用券を御所持下さい

○乘車券、急行券、寢臺券は十月十五日から前賣をいたしますから込み合はぬ内に御買求めを願ひます

六　御手荷物ノ取扱

○御荷物は特に注意して取扱ふ爲荷札を特製して四枚同封いたしますから御宿所御姓名を明瞭に御記載の上御託送の荷物に御括附下さい

○尙此外に普通の御名札樣のものを御括附下さらば取扱上好都合でございます

○東京及京都驛では「大禮參列各位御荷物受付所」を特設いたしますから同所へ御託送を願ひます尙復路に御使用の荷札は京都驛特設の同所にて差上げます

○御乘車間際は自然混雜の爲錯誤を生じ易い虞が在りますから御荷物は可成前以て御出し下さる樣御勸め致します

就ては往路の御荷物に對しては著驛で別に保管料を申受けませぬ

○京都著後荷物の配達を御希望の方は左記の料金で特に迅速な配達の取扱をいたしますから發驛に御託送の際其旨御申出下さい

一箇に付　二十錢

京都の配達區域は左の通りでございます

京都全市、京都府下桂村、同京極村、同西院村、同上鳥羽村、同吉祥院村

○御旅行の御都合で專用列車以外の列車に御乘車になつても御荷物に對しては總て前記の通り御取扱いたします

昭和三年十月

鐵道省運輸局

（往路）

區間 / 發日 / 列車種別 / 列車番號 / 驛名	東京 5日 特急 1	東京 5日 急行 15	東京 6日 特急 1	東京 6日 急行 19	東京 7日 特急 1	東京 7日 急行 15	東京 7日 急行 19	京都 8日 特急 1	京都 8日 急行 1005	京都 8日 急行 19	京都 8日 急行 1007	京都 9日 急行 1003	京都 13日 急行 1003	京都 13日 急行 19
東京發	9.30	8.45	9.30	9.10	9.30	8.45	9.10	9.30	8.30	9.10	9.40	9.00	9.00	9.10
新橋發	〃	〃	〃	9.16	〃	〃	9.16	〃	〃	9.16	〃	〃	〃	9.16
品川發	〃	〃	〃	9.25	〃	〃	9.25	〃	〃	9.25	〃	〃	〃	9.25
横濱發	10.05	9.21	10.05	9.51	10.05	9.21	9.51	10.05	9.09	9.51	10.16	9.39	9.39	9.51
大船發	〃	9.44	〃	10.14	〃	9.44	10.14	〃	〃	10.14	〃	〃	〃	10.14
國府津發	10.58	10.22	10.58	10.51	10.58	10.22	10.51	10.58	10.12	10.51	11.20	10.42	10.42	10.51
山北發	11.26	10.51	11.26	11.19	11.26	10.51	11.19	11.26	10.41	11.19	11.47	11.11	11.11	11.19
沼津發	12.40	12.05	12.40	12.30	12.40	12.05	12.30	12.40	11.55	12.30	1.01	12.24	12.24	12.30
靜岡發	1.36	1.11	1.36	1.36	1.36	1.11	1.36	1.36	1.00	1.36	2.06	1.22	1.22	1.36
濱松發	3.00	2.47	3.00	3.12	3.00	2.47	3.12	3.00	2.36	3.12	3.42	2.47	2.47	3.12
豐橋發	3.40	3.32	3.40	3.58	3.40	3.32	3.58	3.40	〃	3.58	〃	〃	〃	3.58
名古屋發	4.55	4.57	4.55	5.23	4.55	4.57	5.23	4.55	4.45	5.23	5.52	4.43	4.43	5.23
岐阜發	5.28	5.35	5.28	6.01	5.28	5.35	6.01	5.28	〃	6.01	〃	〃	〃	6.01
大垣發	5.45	5.53	5.45	6.19	5.45	5.53	6.19	5.45	5.39	6.19	6.46	5.32	5.32	6.19
米原發	6.36	6.48	6.36	7.14	6.36	6.48	7.14	6.36	6.35	7.14	7.41	6.24	6.24	7.14
大津發	7.31	7.52	7.31	8.18	7.31	7.52	8.18	7.31	〃	8.18	〃	〃	〃	8.18
京都着	7.43	8.06	7.43	8.32	7.43	8.06	8.32	7.43	7.55	8.32	9.00	7.40	7.40	8.32
摘要	一等車一輛增結專用	一等車一輛增結專用	一等車一輛增結專用	一等車一輛增結專用	一等車一輛增結專用	一等車一輛增結專用	一等車一輛增結專用	一等車一輛增結專用	一等車一輛增結專用	一等車一輛增結專用	一等車一輛增結專用	一等車一輛增結專用	一等車一輛增結專用	一等車一輛增結專用

區間 / 發日 / 列車種別 / 列車番號 / 驛名	下關京都間 8日 急行 1010
下關發	7.15
小郡發	8.50
宮島發	11.31
廣島發	12.03
瀨野發	12.29
糸崎發	2.01
岡山發	3.41
姫路發	5.22
神戸發	6.37
三ノ宮發	6.43
大阪發	7.20
京都着	8.10
摘要	一等車一輛增結專用

御大禮參列專用列車時刻表

| 區間 | 京都 | 東京 | | |

計　二、三一六通

第三項　參列員ノ取扱

十月五日各省事務次官會議ニ於テ十一月六日御召列車東京御發ノ際東京驛ニ御見送ノ高官連ニシテ御召列車御發後ノ列車デ京都ニ向ヒ京都驛デ更ニ御召列車ノ御著御出迎ヲナス者相當アル事ヲ知リシタメ之ガ對策ヲ講ズル爲メ六日其ノ調査方ヲ各官廳ニ照會セリ

前記ノ照會ハ單ニ六日ノ乘車ヲ問合セタニ過ギザリシニ其ノ回答ハ其ノ日ニ限ラズ乘車日時ノ決定セルモノハ全部乘車豫約ノ申出アリ又一方曩ニ發送シタ案內狀ニ基キ參列員ヨリ書面又ハ口頭ヲ以テ本省宛ニ乘車ノ申込ヲナス者多數アリテ拒絕シ能ハザリシタメ十五日專用車券ノ發行期日ニ先ツテ割當ヲナス必要生ジタルヲ以テ十三日東鐵旅客掛員及東京驛出札掛員ノ來廳ヲ求メ六日第一九列車增車ノ決定ヲ俟ツテ本省申込ニ對スル車室ノ割當ヲ行ヒ後日其ノ結果ヲ申込者ニ通知セリ勿論東京驛ニ於テモ相當數ノ申込ヲ受ケ居リシヲ以テ本省割當ノ後之ガ車室ノ決定ヲナセリ

其ノ後本省宛ニ申込アリシモノハ努メテ東京驛ヘ直接申込ム樣慫慂セシガ書面其ノ他ノ申込ニテ已ムヲ得ザルモノニ對シテハ東京驛出札掛ニ出向キ又ハ電話ヲ以テ割當ヲ受ケ申込者ニ通知セリ

右ノ如ク本省ニ於テ直接割當決定ヲ爲スガ如キハ規定ノ本旨ニ戾ルノミナラズ一面矛盾セル取扱方ナルモ斯カル場合トシテ蓋シ已ムヲ得ザルベシ就テハ參列員中著名ノ士ニシテ乘車申込ノ遲延セル向ニ對シテハ車室決定上不都合ヲ生ズル虞ナキヲ保シ難キ懸念アリシタセ之レガ割當ヲ爲シタルタメ非常ニ好都合ニ運ビシ得點アリタリ

又東京驛ニ於テハ十月十五日專用車券ノ發賣ヲ開始スルヤ申込者一時ニ殺倒シ大禮關係出札窓口ハ非常ナル混雜ヲナシ遂ニ一時專用車券ノ發行ニ限リ普通乘車券ノ前賣ヲ中止スルノ止ムナキニ至レリ

大阪鐵道局ニ於テハ之等ノ實狀及各種ノ狀勢ヲ察知シ京都驛內ニ「大禮關係案內所」ヲ設置シ參列員ノ旅行上ニ關スル相談、乘車券、手小荷物、宿舍其ノ他ニ關スル一切ノ案內斡旋ニ當ラシムル事トセシタメ利用者トシテ非常ニ便宜ナリシヲ認メラル、尙京都驛ニテハ別ニ專用車券ノ申込受付所ヲ設ケ出札口ト全然區分セシタメ取扱上非常ニ好都合ナリキ

尙此外參列員ノ乘車變更、拂戾、異級連絡等ニ付キ左記特例ヲ認ムルコトトセリ

(一)　參列員ガ乘車券、急行券、寢臺券ヲ購求シ、專用車ニ乘車ノ約束ヲ爲シタル後、已ムヲ得ザル事由ニ依ツテ、乘車列車ノ變更方ヲ申出デタルトキハ約束シタル列車ノ出發前ニ限リ一般ノ規定ニ拘ラズ無手數料ニテ其ノ儘券面記載ノ乘車列車ヲ訂正又ハ乘車券類ノ再交付ヲ爲シ列車出發後ハ一般ノ規定ニ依リ取扱フコト

(二)　九州線發ノ大禮參列員ニシテ下關驛發專用車臨第一〇一〇列車ノ一等車ニ乘車スル者ハ九州線ノ接續列車ニ一等車連結ナキ爲メ旅客ノ希望アルトキハ九州線二等山陽線一等ノ異級連絡乘車券ヲ發行シ得ルコトトセリ

第四項　實績

等級前輸送實績ハ左ノ如シ

	等級	定員	實績	效率
往路	一等	一、四九七	一、〇四六	七〇%
	二等	一、四五二	六三九	四四
	計	二、九四九	一、六八五（內隨員六九九）	五七
復路	一等	一、二二四	九三〇	七七
	二等	一、三九六	七五二	五四
	計	二、六二〇	一、六八二（內隨員六七六）	六四

而シテ專用車ノ利用實績ハ左表ノ通リ

大禮參列專用車成績表

往路

京都着月日	列車	定員及乗車人員 一等寢臺	一等	二等寢臺	二等	計	記事
11/5	1		(46) 32			(46) 32	
6	15	(20) 12				(20) 12	
	1		(118) 75			(118) 75	
	計	(20) 12	(118) 75			(138) 87	
7	5	(16) 16				(16) 16	
	15	(40) 19				(40) 19	
	※ 19	(129) 93		(60) 56	(48) 31	(238) 180	
	臨 1003		(170) 68		(152) 41	(322) 109	
	1		(103) 67			(103) 67	
	計	(182) 128	(273) 135	(60) 56	(200) 72	(715) 391	
8	15	(40) 32				(40) 32	
	※ 19	(94) 77		(80) 65	(100) 35	(274) 177	
	臨 1003		(164) 115		(120) 50	(284) 165	
	1		(118) 110			(118) 110	
	計	(134) 109	(282) 225	(80) 65	(220) 85	(716) 484	
9	臨 1005	(54) 50		(80) 67	(104) 15	(238) 132	
	15	(40) 35				(40) 35	
	※ 19	(56) 52		(80) 72	(100) 17	(236) 141	
	臨 1007	(50) 44		(80) 70	(100) 7	(230) 121	
	臨 1003		(124) 77		(148) 32	(272) 109	
	計	(200) 181	(124) 77	(240) 209	(452) 71	(1016) 538	
13	臨 1003		(54) 24		(48) 24	(102) 48	
14	15	(20) 6		(24) 6		(44) 12	→外ニ 普通席定員 190 / 普通乗客二等 3人
合計 乗車效率(%)		(556) 436 78	(897) 568 63	(404) 336 83	(920) 252 27	(2777) 1592 57	
11/9	臨 1010 效率(%)	(44) 42 95		(80) 42 52	(48) 9 19	(172) 93 54	
總計 乗車效率(%)		(600) 478 80	(897) 568 63	(484) 378 78	(968) 261 27	(2949) 1685 57	

備考　1 本表ハ京都著ノ實績ニ依ル
　　2 (　)内ハ定員ヲ示ス

大禮關係ニ使用スル客車ノ特別修繕ニ就テハ前記ノ通リナルガ參列員輸送用トシテ其ノ手續セルハ八四

復路

大禮參列專用車成績表

京都發月日	列車	定員及乗車人員 一等寢臺	一等	二等寢臺	二等	計	記事
11/18	2		(120) 107		(60) 56	(180) 163	
	臨 1006	(94) 90		(80) 75	(100) 65	(274) 230	
	16	(40) 35		(24) 22		(65) 57	
	※ 20	(96) 88		(80) 75	(52) 36	(228) 199	
	計	(230) 213	(120) 107	(184) 172	(212) 157	(746) 649	
19	2		(118) 112		(60) 54	(178) 166	
	臨 1006	(76) 63		(80) 52	(48) 15	(204) 130	
	16	(20) 19		(24) 11		(44) 30	
	※ 20	(54) 50		(80) 46	(52) 23	(186) 119	
	計	(150) 132	(118) 112	(184) 109	(160) 92	(612) 445	
20	2		(93) 87		(60) 36	(158) 123	「ナロフ」1 減車ス
	臨 1004		(150) 60		(152) 29	(302) 89	
	16	(40) 19		(24) 5		(64) 24	
	※ 20	(96) 36		(80) 18	(52) 8	(228) 62	
	計	(138) 55	(248) 147	(104) 23	(264) 78	(752) 298	
21	2		(24) 20		(60) 36	(84) 56	
	16	(20) 16		(24) 14		(44) 30	
	計	(20) 16	(24) 20	(24) 14	(60) 36	(128) 86	
26	2		(24) 5		(60) 4	(84) 9	「マイネフ」1 增車ス
	16	(78) 66		(24) 17		(102) 83	
	計	(78) 66	(24) 5	(24) 17	(60) 4	(186) 92	
27	2		(24) 18		(60) 7	(84) 25	
合計 乗車效率(%)		(614) 482 79	(558) 409 74	(520) 335 64	(816) 369 45	(2508) 1595 64	
11/81	1	(36) 24				(36) 24	
	105			(20) 16		(20) 16	
	107			(40) 32		(40) 32	
	計	(36) 24		(60) 48		(96) 72	
19	1	(16) 15				(16) 15	
合計 乗車效率(%)		(52) 39 75		(60) 48 80		(112) 87 78	
總計 乗車效率(%)		(666) 521 78	(558) 409 74	(580) 383 66	(816) 369 45	(2620) 1682 64	

備考　1 本表ハ京都驛割當數ニ依ル
　　2 本表ハ通牒ニ基ク計畫以外ニ 20 日 1004 列車ノ「ナロフ」臨時減車及 26 日 16 列車ノ局手配「マイネフ」增車ヲ加算ス

輛ニシテ**イロ**、**イロフ**ヲ九輛用意セルハ主トシテ皇族用ニ充ツル考ニテ大禮期間中東京、名古屋、大阪ニ留置セシモ遂ニ使用スルニ至ラザリキ

本省指定ノ參列員輸送列車ニ使用セル專用車ハ局手配ノモノヲ合セテ八七輛ナリ、此ノ內ニハ準備車不足ノ爲臨時ニ使用シタモノ一九輛ヲ包含セリ、之ヲ延使用トシテ視ルトキハ往路一二五輛(外ニ本編成充當六輛)復路九四輛(外ニ本編成充當一六輛)ニ當ル。尙準備車輛ノ內全ク使用セザリシモノ一四輛アリ。其ノ詳細ハ左表ニ示ス

車種	修繕別車	追加使用車輛 往復	追加使用車輛 往	追加使用車輛 復	計	使用車 往	使用車 復	不用車	延使用車 往路 專用	延使用車 往路 充當	延使用車 復路 專用	延使用車 復路 充當
イネ	10		1	1	12	11	11		20	3	20	4
イネフ	9		1		10	10	9		17	3	15	4
ロネ	12	2			14	14	14		15		17	
ロネフ	6	1		1	8	7	7		9		9	2
イ	7			1	8	5	4	2	9		4	
イフ	3				3	3	3		6		4	
イロ	4				4			4				
イロフ	5				5			5				
ロ	7	1	2		10	9	5	1	11		6	6
ロフ	5		1		6	5	3	1	10		3	
シ	6		1	1	8	6	7		11		8	
ニ	9	2	1		12	11	8		16		8	
テ	1		1		2	1		1	1			
計	84	19			103	82	71	14	125	6	94	16
						89						

備考
1. 追加使用車トハ其ノ後ノ計畫變更ニ基キ追加セルモノヲ云フ
2. 充當トハ本編成ヲ專用車ニ充當セルモノヲ云フ
3. 上記車輛ノ外十一月十六日東「**ナイネイ**」1. 名「**オイロネフ**」1ヲ豫備トシテ京都ニ取寄セタルモ「**オイロネフ**」ヲ皇族乘用ニ供シタル外使用セサリキ

京都驛發著ノ手荷物取扱數量ハ全期間ヲ通ジ一四、二〇〇箇ニシテ其ノ內譯ハ左ノ如シ

	配達	驛留	計
往路(著)	四、九二七箇	一、九一八箇	六、八四五箇
復路(發)	三、三〇二	四、〇五三	七、三五五
計	八、二二九	五、九七一	一四、二〇〇

又往路專用列車ニ米原京都間及神戶京都間、京都驛小荷物掛及國際通運株式會社員ヲ乘込マセ車內持込手荷物ノ配達受付ヲ爲セル數ハ全期間ヲ通ジテ三一三箇ニ過ギズ、又復路國府津沼津間ニ於テ參列員ノ最モ多ク乘車シテ居ル列車ニ國府津東京間東京驛小荷物掛及汐留合同運送株式會社員ヲ乘込マセ車內持込手荷物ノ配達受付ヲ爲シタルガ其ノ數ハ七九箇ニ過ギザリキ

參列員及隨員ノ手荷物ハ京都ヲ中心トシテ東方面ガ約九割ヲ占メ殘餘ノ一割ハ西方面(關西、山陰ヲ含ム)ニ屬セリ。此內最モ多キハ京都東京間ニシテ全箇數ノ約八割(一、一〇〇〇箇)ニ該當セリ。尙這回ノ手荷物輸送ハ最初參列員一人ニ付四箇平均ノ豫定ニテ諸般ノ計畫ヲ進メタルモノナルガ、其ノ實績ハ左ノ通リ

	往路	復路
專用車利用者一人(含隨員)ノ託送數	四箇	四箇三分
隨員一人ニ付平均一箇ノ託送アリシモノト假定シテ之ヲ控除シ眞ノ參列員一人ノ託送數	六箇二分	六箇六分

又車內持込ノ荷物ガ非常ニ多ク就中大禮服ノ如キハ主トシテ車內ニ持込マレタリ

大禮服ノ輸送ニ就テハ既記ノ如ク其ノ取扱ヲ嚴ニ且ツ叮重トシ大禮服專用荷物車迄設備セルニ不拘十一月一日ヨリ十日ニ至ル十日間ニ於ケル京都驛到著ノ大禮服二、〇四〇箇ヲ荷造容器別ニ見ルニ左表ニ示ス如

クニシテ此内特ニ注意ヲ要スルト認メラレル箱入(箱入枠メヲ含ム)ノモノ僅カ一五五箇ニシテ全箇數ニ對シ八%ヲ算スルニ過ギザリシヲ見レバ大禮服專用荷物車ノ設備ハ强チ必要ナカリシモノト推セラル

荷造容器	個數	割合 %
スートケース	一、一二〇	五四
トランク	三〇三	一五
亞鉛板製行李	二六二	一三
箱(枠メノモノヲ含ム)	二〇〇	一〇
計	一五五	八
	二、〇四〇	一〇〇

次ニ國際通運株式會社ニ於テハ參列員手荷物配達ノ爲最初貨物自働車七臺「リヤーカー」三臺荷車四〇臺ヲ手配スル豫定ナリシガ其ノ後計畫ヲ變ヘ貨物自働車五臺「リヤーカー」二臺ヲ常備シ一日約一、〇〇〇箇ノ手荷物ヲ消化シ得ル手配ヲ爲スト同時ニ荷物多數ノ場合ハ隨時貨物自働車ヲ增備シ得ル樣配達作業ノ萬全ヲ期シテ居タリシガ實際箇數ハ車內受付ノ分ヲ併セ五、二四〇箇ヲ算シタルニ過ギザリシハ意外ナリキ

第四節　儀仗兵其他

第一項　海軍儀仗兵

海軍儀仗兵ノ輸送ニ就テハ海軍省及鐵道省關係者屢々會合シ之ガ下打合セナセシガ其決定迄ノ經過左ノ如シ

五月三十一日大禮第六號ヲ以テ妹尾海軍少佐ヨリ左ノ照會アリ

御大禮ノ際京都ニ於ケル海軍儀仗隊鐵道輸送ノ件

先般當局花田少佐ヲ經テ首題ノ件御依賴致置候處其ノ後調査ノ結果別表ノ通リト相成候條輸送方豫メ御計畫相煩度貴局ノ御內意ヲ承リタル上正式ノ手續致スベク就テハ御序ノ節左ノ件御回報ヲ得度

右照會ス

一　正式手續ハ貴省局宛トスベキヤ神戶鐵道局トスベキヤ

二　運賃ハ何時何處ニテ支拂フコトトスベキヤ

(當方ノ希望トシテハ事前ニ海軍省經理局ヨリ直接貴省ニ支拂致度)

回次	月日	乘車驛	下車驛	輸送人員
第一次	十一月七日 同右	櫻島及三宮(神戶) 京都	京都 准士官以上 下士官兵 同	二、一〇〇
第二次	十一月九日 同右	櫻島及三宮(神戶) 京都	京都 准士官以上 下士官兵 同	一、五五九 五、六〇一
	十一月十一日 同右	京都 櫻島及三宮(神戶) 京都	新舞鶴 准士官以上 下士官兵 同	一、五五九 五、六〇一
第三次	十一月十三日 十一月十五日	櫻島及三宮(神戶) 京都	京都 准士官以上 下士官兵 同	一、六一〇 右
第四次	十一月二十六日 同右	櫻島及三宮(神戶) 京都	京都 准士官以上 下士官兵 同	三一 五七九 右

備考　一　海軍トシテ三宮ニ於テ乘下車ヲ希望スルモ神戸トナルモ差支ナシ
　　二　櫻島ト三ノ宮(神戸)ト約半數宛乘下車スル豫定ナリ

之レニ對シ六月九日鐵運旅禮第七號ヲ以テ左記ノ如ク回答セリ

一　大禮海第六號ヲ以テ照會ノ件ハ臨時及普通列車ニテ輸送ノ豫定ナルガ之ガ確定ノ上ハ更ニ通知スルコト

二　正式手續ハ當局宛トスルコト

三　本輸送ハ軍事供用令扱トナルモノト被認ニ付運賃ハ同令ニ依リ後拂扱トシ海軍省ヨリ當省經理局ニ直接支拂ハルベキコト

前記ノ要領ニ基キ六月十三日本省及大阪鐵道局關係者打合セノ上輸送計畫ヲ內定セリ、然ルニ六月下旬海軍省ヨリ儀仗兵輸送人員ノ變更及新ニ左記區間追加ノ內報アリシタメ不取敢東京及大阪鐵道局運輸、運轉課長ニ對シ其旨豫報シ尙詳細ニ關シテハ海軍省ノ正式申出ヲ俟テ更ニ通知スル旨通報セリ

十一月六日	橫須賀ヨリ東京迄	一、一〇〇人
同	東京ヨリ橫須賀迄	一、一〇〇人
十一月十九日	鳥羽ヨリ山田迄	八八〇人
同	山田ヨリ鳥羽迄	八八〇人
十一月二十二日	鳥羽ヨリ山田迄	八八〇人
同	山田ヨリ鳥羽迄	八八〇人

超エテ七月三十一日大禮海第六號ヲ以テ海軍省軍務局長ヨリ運輸局長ニ對シ御大禮中海軍儀仗兵堵列部隊ノ輸送方ニ關シ正式ノ照會アリ依ツテ其ノ輸送計畫ヲ關係ノ向ト打合セノ上決定シ十月三日鐵禮運第一三二號ヲ以テ運輸局長ヨリ海軍省軍務局長ニ對シ內示シ其ノ同意ヲ得テ十月九日鐵禮運第一三二號ノ二ヲ以テ運輸局長ヨリ東京、大阪、鐵道局宛左ノ通リ通牒セリ

御大禮ノ際海軍儀仗兵輸送計畫表

輸送番號	發月日	發驛	著驛	輸送人員 准士官以上	輸送人員 下士卒	輸送人員 計	所要車 ロ	所要車 ハ	所要車 ハ	所要車 計	發著 希望時刻	輸送計畫
一の一／二	一一、七	櫻島	京都	二三〇	六〇〇	八三〇	5		8	13	京都著	臨列 A 10.00 著 A 11.40
		神戸港		七〇	一、五〇〇	一、五七〇	1	1	20	22	正午頃	發 A 9.45 著 A 11.52
二	同	新舞鶴	同右	二〇	二〇〇	二二〇		1	3	4	同右	420レ 204レ
三の一／二	同	京都	櫻島	二三〇	六〇〇	八三〇	5		8	3	京都發 後二時四十五分頃	臨列 P 3.05 著 P 4.43
			神戸港	七〇	一、五〇〇	一、五七〇	1	1	20	22		發 P 2.50 著 P 4.55
四	同	同右	新舞鶴	二〇	二〇〇	二二〇		1	3	4	同右	209レ 919レ
五の一／二	一一、一九	櫻島	京都	三〇	五七七	六〇七		1	4	5	京都著 後一時ヨリ三時迄	612レ 114レ
		三ノ宮						1	4	5		516レ
六	同	新舞鶴	同右	一	三三	三四					同右	902レ
七の一／二	一一、一一	京都	櫻島	三〇	五七七	六〇七		1	4	5	京都發 前九時半頃	臨列 A 9.38 大阪ヨリ 6.13レ
			三ノ宮					1	4	5		發 A 9.38 著 A 11.30

| | | |

| | | |

KI 45
-42